

下水道用マンホール蓋の指定事務取扱要領

1. 目的

この要領は、伊丹市の公共下水道事業において使用する下水道用マンホール蓋製造に係る事業者の指定（以下「指定事業者」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

2. 指定の要件

指定事業者は、管理者が別に定めた下水道用鋳鉄製マンホール蓋の仕様書及び検査要領（以下「仕様書」という。）に規定する性能基準に適合し、管理者が行う検査に合格しなければならない。

3. 指定の申請

指定を受けようとする者は、下水道用マンホール蓋指定申請書（様式－１）を管理者に提出しなければならない。

2 前号の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- ① 会社概要書
- ② 日本工業規格表示認定書（写）
- ③ （社）日本下水道協会下水道用資器材製造工場認定書（写）
- ④ マンホール蓋設計図書
- ⑤ 転落防止装置設計図書
- ⑥ 仕様書に規定している性能検査成績書（検査状況写真）
- ⑦ 品質管理体制表
- ⑧ 社内検査体制表
- ⑨ 納入実績報告書
- ⑩ 蓋の取扱説明書
- ⑪ その他管理者が必要と認める書類

4. 審査の通知

管理者は、前項の申請があったときは内容を審査し、その結果を下水道用マンホール蓋検査実施通知書（様式－２）又は下水道用マンホール蓋審査通知書（様式－３）により通知する。

5. 検査の実施

管理者は、指定の可否を判定するため仕様書に基づき検査を実施する。ただし、管理者が行う検査に替えて公平性、中立性が確保できる第３者機関による検査を管理者が認めたときはこの限りではない。

6. 指定事業者証の交付

管理者は、前項の検査を実施したときは検査結果を下水道用マンホール蓋検査通知書（様式－４）により通知し、下水道用マンホール蓋の指定事業者として適当であると認めたときは下水道用マンホール蓋指定事業者証（様式－５。以下「指定事業者証」という。）を交付する。

２ 指定事業者は、第９項の規定により指定を取り消されたときは、直ちに管理者に指定事業者証を返納しなければならない。

7. 指定の有効期間

指定の有効期間は指定事業者として指定を受けた日から２年とする。ただし、管理者は必要があると認めたときは、これを短縮することができる。

8. 指定の更新

指定事業者は、指定の有効期間満了に際し、引き続き指定事業者として指定を受けようとするときは、管理者の指定する期日までに下水道用マンホール蓋指定申請書（様式－１）を提出しなければならない。

２ 前号の申請書に添付する書類等については第３項第２号の規定を準用する。

9. 指定の取り消し

管理者は、指定事業者が次の事項のいずれかに該当するときは、指定を取り消すものとし、下水道用マンホール蓋指定取り消し通知書（様式－６）により通知する。

- ① 指定の要件を欠くとき
- ② 虚偽の申請又は詐欺その他不正な行為により指定を受けたとき
- ③ 仕様書１０－（４）の規定により伊丹市が指示する項目の検査に合格しないとき
- ④ 廃業又は指定の取り消しを申し出たとき

10. 施行期日

この要領は、平成２０年４月１日から施行する。

(様式-1)

令和 年 月 日

伊丹市上下水道事業管理者
様

(申請者)
住所
氏名又は名称

下水道用マンホール蓋指定申請書(新規・更新)

下水道用マンホール蓋の指定事務取扱要領第3項の規定により、指定事業者の指定について添付書類を添えて申請します。

なお、申請書及び添付書類については事実と相違ないことを誓約します。

記

1. 製造工場
所 在 地
工 場 名
2. 製 品
名 称
規 格
型式番号等
3. 添付書類
 - ① 会社概要書
 - ② 日本工業規格表示認定書（写）
 - ③ （社）日本下水道協会下水道用資器材製造工場認定書（写）
 - ④ マンホール蓋設計図書
 - ⑤ 転落防止装置設計図書
 - ⑥ 仕様書に規定している性能検査成績書（検査状況写真）
 - ⑦ 品質管理体制表
 - ⑧ 社内検査体制表
 - ⑨ 納入実績報告書
 - ⑩ 蓋の取扱説明書
 - ⑪ その他管理者が必要と認める書類

(様式-2)

伊水第 号
令和 年 月 日

様

伊丹市上下水道事業管理者

下水道用マンホール蓋検査実施通知書

令和 年 月 日付、下水道用マンホール蓋指定申請について、書類審査の結果、
適当と認められるので下水道用マンホール蓋の指定事務取扱要領第4項の規定により検査
を実施しますので通知します。

記

1. 製造工場
所 在 地
工 場 名
2. 製 品
名 称
規 格
型式番号等
3. 指示事項
検査実施計画書を提出すること。

(様式-3)

伊水第 号
令和 年 月 日

様

伊丹市上下水道事業管理者

下水道用マンホール蓋審査通知書

令和 年 月 日付、下水道用マンホール蓋指定申請について、下水道用マンホール蓋の指定事務取扱要領第4項の規程により書類審査の結果を下記のとおり通知します。

記

1. 判定 「 不 合 格 」

理由 「 」

2. 製造工場
所在地
工場名

3. 製品
名称
規格
型式番号等

(様式-4)

伊水下第 号
令和 年 月 日

様

伊丹市上下水道事業管理者

下水道用マンホール蓋検査通知書

令和 年 月 日に実施した下水道用マンホール蓋の検査結果について、下記のとおり通知します。

記

1. 判定 (合格・不合格)

2. 製造工場
所在地
工場名

3. 製品
名称
規格
型式番号等

(様式-5)

令和 年 月 日

下水道用マンホール蓋指定事業者証

伊丹市上下水道事業管理者

下記の者は、下水道用マンホール蓋指定事業者であることを証明します。

記

1. 指 定 番 号 伊下蓋指第 号

2. 指 定 事 業 者 名
 (商 号)

3. 所 在 地

4. 代 表 者 氏 名

5. 製 品 名

6. 指定の有効期間 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

(様式-6)

伊水第 号
令和 年 月 日

様

伊丹市上下水道事業管理者

下水道用マンホール蓋指定取り消し通知書

令和 年 月 日付、伊下蓋指第 号の指定は下記の事由により取り消します。

記

- 事由 下水道用マンホール蓋の指定事務取扱要領第9項第 号
[]
- 製造工場
所在地
工場名
- 製品
名称
規格
型式番号等